

## 入札説明書

徳島県海部郡美波町の「令和5年度 高台整備事業包括支援現場技術業務」に係る掲示に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本件は、技術提案書を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

1 掲示日 令和5年2月24日

2 発注者

美波町長 影治 信良

3 業務概要

(1) 業務名 令和5年度 高台整備事業包括支援現場技術業務

(2) 業務内容

本業務は、美波町高台整備事業の実施に関して、必要となる工事管理、地元住民・関係機関等との調整及び資料作成などを行う業務である。

主な業務内容は以下のとおりである。

1) 工事管理関連

・工事監督等に関する事項

2) 積算関連

・工事費積算に関する事項

3) 図面修正

・工事発注図書の作成

なお、本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

### <評価テーマ>

地元住民、用水組合、鉄道事業者、国道管理者及びインフラ企業者等の多数の関係者との調整を円滑かつ効率的に進め、令和5年度工事工程を遅滞なく進めるためのポイントと管理手法について提案してください。

(3) 業務の詳細な説明

「令和5年度 高台整備事業包括支援現場技術業務 特記仕様書」のとおり。

(4) 履行期間 令和5年4月3日（予定）から令和6年3月29日まで

(5) 履行場所

原則として 美波町役場とする。(ただし、町役場内で執務出来ない日時が発生するので、その場合は、受注者の事務所とする)

予定価格 ￥34,507,000円（税抜き）

#### 4 総合評価落札方式 主要スケジュール

内容	日程
実施要領等のHPでの公表	令和5年 2月24日 (金)
質問書 提出期限	3月 3日 (金)
質問書の回答期限	3月 8日 (水)
競争参加資格審査申請書等の提出期限	3月 8日 (水)
競争参加資格確認の結果通知	3月13日 (月)
提案書等の提出期限	3月24日 (金)
開札日時	3月30日 (木)
契約の締結	4月3日 (月) 予定

#### 5 競争参加資格

(1) に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

##### (1) 単体企業

- 1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- 2) 美波町における令和4・5年度 測量・建設コンサルタント業務に係る一般競争入札（指名競争入札）参加資格の認定を受けていること。
- 3) 平成25年度以降において完了した以下に示す業務（業務成績評定がなされていない業務も実績として認めるものとする。）において、同種又は類似の業務の実績を1件以上有すること。

・同種業務： 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、土地開発公社又は独立行政法人（前身の特殊法人を含む）が発注した公園・宅地造成事業における発注者支援業務等。

・類似業務： 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、土地開発公社又は独立行政法人（前身の特殊法人を含む）が発注した公共工事における発注者支援業務等  
 なお、公園・宅地造成事業、発注者支援業務又は技術支援業務とは、下記に示す「公園・宅地造成事業、発注者支援業務等と同等と認められる判断基準」による。

※公園・宅地造成事業、発注者支援業務等と同等と認められる判断基準

##### ① 公園・宅地造成事業

公園・宅地造成事業とは、公園造成事業、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業及び住宅用地造成事業、開発行為等により行われる公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設等に関する事業をいう。

但し、整地工事、排水工事及び道路工事が同一エリアで重層的になされ、かつ住宅等の用に供する宅地の品質及び施工精度が満たされているなど、宅地造成事業において一般的になされる工事と同等程度の事業と認められるものは公園・宅地造成事業と同等のもののみならず。

② 発注者支援業務等

公共工事又は公園・宅地造成事業の発注者（施行者）を支援する立場として実施する以下の何れか一つを含む業務をいう。

- ・ 工事現場の指揮・監督業務
- ・ 事業実施に用いる検討資料の作成
- ・ 申請関係資料の作成
- ・ 事業進捗に係る資料作成
- ・ 地元等との協議・調整に必要な資料作成
- ・ 積算資料作成

4) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

ア) 下記のいずれかの資格を有する者であること。

- ・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門（都市及び地方計画））の資格を有する者
- ・ 1級土木施工管理技士
- ・ R C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有する者
- ・ 公共工物品質確保技術者（I）の資格を有する者。
- ・ 土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者の資格を有する者。

イ) 平成25年度以降に、上記 3) に掲げる業務（業務成績評定がなされていない業務も実績として認めるものとする。）経験を1件以上有する者であること。

ウ) 申請書及び資料の提出期限日時点において、当該企業と雇用関係があること。また、「雇用関係」が確認できる資料を添付すること。雇用関係がないことが判明した場合、「虚偽の記載」として取扱う。

- 5) 入札公告日から開札日までの間に、美波町建設業者等指名停止等措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。
- 6) 入札公告日から開札日までの間に、美波町暴力団等排除措置要綱に基づき、暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- 7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、この申立てがなされていない者とみなす。
- 8) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

## 6 総合評価に係る事項

### (1) 総合評価の方法

1) 技術提案書の内容に応じて下記①、②、③の評価項目毎の評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の最高点は60点とする。

- ① 管理技術者の経験及び能力
- ② 実施方針
- ③ 評価テーマに関する技術提案

技術評価点 = (技術評価の最高点数=60) × (技術点/技術点の満点)

2) 価格評価点の評価方法は、以下のとおりとする。

なお、価格評価点の最高点数は30点とする。

価格評価点 = 最高点 × (1 - 入札価格/予定価格)

3) 総合評価は、入札者の申し込みに係る上記①、②、③によって得られた技術評価点と入札者の入札価格から求められる価格評価点の合計値（以下「評価値」という。）をもって行う。

### (2) 落札者の決定方法

1) 入札参加者は、「価格」、「管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」、「評価テーマに対する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当美波町であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

(3) 技術点を算出するための基準

技術提案書の内容について、以下の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
		判断基準	
配置予定技術者の経験及び能力	技術者資格等	<p>下記の順位で評価する</p> <p>① 上記の競争参加資格 4) アに示す以下のいずれかの資格を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門（都市及び地方計画）の資格を有する者</li> <li>・1級土木施工管理技士</li> <li>・公共工事品質確保技術者（I）の資格を有する者</li> <li>・土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者の資格を有する者</li> </ul> <p>② 上記の競争参加資格 4) アに示す以下の資格を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者</li> </ul>	<p>① 5</p> <p>② 3</p>
	管理技術者の経験及び能力	<p>平成25年度以降に完了した同種又は類似業務（業務成績評定がなされていない業務も実績として認めるものとする。）の実績を下記の順位で評価する。（照査技術者として従事した業務は認めない）</p> <p>① 同種業務の実績が2件以上ある。</p> <p>② 同種業務の実績が1件以上ある。</p> <p>③ 類似業務の実績が1件ある。</p> <p>なお、同種又は類似業務の実績が無い場合は選定しない。</p>	<p>① 5</p> <p>② 3</p> <p>③ 1</p>
	地域精通度	<p>平成25年度以降に完了した同種又は類似業務（業務成績評定がなされていない業務も実績として認めるものとする。）の実績を下記の順位で評価する。（照査技術者として従事した業務は認めない）</p> <p>① 徳島県南部圏域（阿南市・海部郡・那賀町）における同種又は類似業務実績がある。</p> <p>② 徳島県内（上記以外）における同種又は類似業務実績がある。</p> <p>③ ①、②、以外</p>	<p>① 5</p> <p>② 3</p> <p>③ 0</p>

実施方針	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高く、業務実施上の配慮事項に関する的確に把握されている場合に優位に評価する。 [評価方法は4段階評価とする。(15、10、5、0)]	15	
	実施体制	下記の場合に優位に評価する。 ・配置技術者の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合 ・発注者からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合 ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合 [評価方法は5段階評価とする。(20、15、10、5、0)]	20	
技術提案書	評価テーマ	的確性	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法）が網羅されている場合に優位に評価する。 [評価方法は4段階評価とする。(10、6、2、0)]	10
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 [評価方法は4段階評価とする。(10、6、2、0)]	10
評価点 合計			70	

#### (4) 評価内容の担保

落札者は、技術提案書の内容を適切に履行すること。

また、技術提案の内容（実施方針や業務実施体制、評価テーマ）を履行できない状況が発生した場合は、発注者と協議すること。

技術提案の内容に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、入札参加確認資料等に虚偽の記載をしたもの、又は契約違反したのものとして「美波町建設業者等指名停止等措置要綱」に基づき措置する場合がある。

## 7 担当部署

〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1

美波町役場 建設課

担当者 福島

電話 0884-77-3618

## 8 競争参加資格の確認

(1) 本競争の参加希望者は、上記5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書（別記様式1）及び資料（別記様式2～4）を提出しなければならない。町から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

イ 提出期間：令和5年3月8日（水）

ロ 提出場所：上記7に同じ。

ハ 提出方法：申請書及び資料の提出は、同日必着までの書留郵便による郵送とし、提出先への持参又は電送によるものは受け付けない。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、下記③の同種又は類似の業務の実績及び下記④の配置予定の技術者の業務の経験については、平成25年度以降に完了（業務成績評定がなされていない業務も実績として認めるものとする。）した業務を記載すること。

### ①登録状況

建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）その他の登録規定に基づく登録状況について、別記様式2に記載すること。

### ②業務拠点の所在

業務拠点の所在について、別記様式2に記載すること。

### ③同種又は類似の業務の実績

当該業務と同種又は類似の業務の実績を別記様式3に記載すること。

記載する同種又は類似の業務の実績の件数は、最大2件までとする。

なお、当該業務と同種又は類似の業務実績とは、上記5（1）3）に示すものをいう。

### ④配置予定の技術者の資格

管理技術者の資格等について、別記様式4に記載すること。また、当該資格等を確認できる書面の写しを提出すること。

### ⑤契約書等の写し

業務実績に記載する業務の当該業務に係る契約書（業務名、契約金額、履行期間、発注者、請負者の確認できる部分）、業務従事者届、管理技術者届及び仕様書等（業務内容の確認できる部分）の写しを提出すること。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はないが、登録の写しを提出すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和5年3月13日（月）に通知（発送）する。

#### (5) 技術資料等の閲覧

資料の作成にあたり、以下の技術資料等を美波町ホームページにて掲載している。

- 1) 資料名： 美波町国土強靱化地域計画  
高台整備事業の概要  
発注・発注予定の工事平面図

#### (6) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料は返却しない。
- ③ 町は、提出された申請書及び資料を入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料の文字サイズは、10ポイント以上とする。
- ⑥ 本説明書において記載された事項以外の内容を含む申請書及び資料並びに別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

### 9 苦情申立て

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、発注機関の長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求められることができる。

- ① 提出期限：令和5年3月17日（金）
- ② 提出場所：上記7に同じ。
- ③ 提出方法：同日必着までの書留郵便による郵送とし、提出先への持参又は電送によるものは受け付けない。

(2) 町は、説明を求められたときは、令和5年3月24日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

(3) 町は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

(4) 町は、上記（2）の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

### 10 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

- ① 提出期間：令和5年2月24日（金）から令和5年3月3日（金）の午後5時まで



- ② 提出場所：上記 7に同じ。
- ③ 提出方法：提出場所へ、同日必着までの書留郵便による郵送とする。  
電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
- ④ その他：受付期間を過ぎた質問、指定方法以外での質問、本業務に直接関係しない質問等については、一切受付しませんのでご注意ください。

(2) 上記 (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①閲覧期間：令和5年3月8日（水）から令和5年3月24日（金）まで美波町ホームページに掲載する。

## 1.1 技術提案書の作成

- (1) 8の競争参加資格確認の結果、競争参加資格確認通知書により資格を有すると認められた参加希望者は、次に従い技術提案書（別記様式5～9）を作成すること。  
なお、本業務は試行的に技術提案書と入札書を同時に提出することとしているため、1.3の提出方法等に留意すること。

- (2) 技術提案書作成上の留意事項  
資料は、次に従い作成すること。

### 1) 企業の業務実績

- ① 上記5(1)3に掲げる実績を有することが判断できる資料を別記様式6に記載すること。また、当該業務に係る契約書（業務名、契約金額、履行期間、委託者、受託者の確認ができる部分）の写しを提出すること。

### 2) 管理技術者の業務実績

上記5(1)3に掲げる資格があることを判断できる、管理技術者の業務実績を別記様式7に記載すること。また、業務実績に記載する業務に係る契約書（業務名、契約金額、履行期間、発注者、請負者の確認できる部分）、業務従事者届、委託業務責任者届及び仕様書等（業務内容の確認できる部分）の写しを提出すること。

業務実績に記載する業務は最大2件とする。

### 3) 技術提案書

#### ① 実施方針

本業務の実施方針について、業務の実施体制と併せて、別記様式8-1及び別記様式8-2に記載すること。

記載にあたっては、A4版2枚以内（別記様式8-2を除く）で簡潔に記載すること。本業務を行うために必要となる履行体制及び人員が確保されておらず、業務の履行が十分になされない恐れがある場合は資格があることを証明できなかったものとする。

## ② 評価テーマに対する技術提案

評価テーマに対する技術提案を別記様式9に記載すること。

本業務の内容に沿った業務実施に係る取組み方法を具体的に記載すること。

その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。記載にあたっては、A4版2枚以内に記載すること。

技術提案の提出が無い場合又は内容が殆ど記載されて居らず、提案内容が判断できない場合、業務の目的及び内容に反する記述や事実誤認等があり、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合及び、実施方針並びに技術提案の整合性が図られていない場合は資格があることを証明できなかったものとする。

## (3) その他

- ① 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された技術提案書は、返却しない。
- ③ 契約担当役は、提出された技術提案書を、技術評価点の算出以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出以降における技術提案書の差換え及び再提出は認めない。

## 1.2 入札書及び技術提案書の提出及び開札の日時及び場所

### (1) 入札書及び技術提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限：令和5年3月24日（金）まで
- ② 提出場所：上記 7に同じ
- ③ 提出方法：同日必着までの書留郵便による郵送とし、提出先への持参又は電送によるものは受け付けない。

### (2) 開札の日時及び場所

- ① 開札日時：令和5年3月30日（木）（午後 4時）
- ② 開札場所：美波町役場（2F 建設課横会議室）

※開札時の立会は不要とする。

## 1.3 入札方法等

- (1) 入札書（別記様式10）及び技術提案書は、同日必着までの書留郵便による郵送とし、提出先への持参又は電送によるものは受け付けない。なお開札時の立会いは不要とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1 4 入札保証金 免除

1 5 開札

入札参加者の開札時の立会いは不要とし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

1 6 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者の入札、申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札並びに美波町競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

1 7 落札者の決定方法

(1) 上記6 (2) による。

1 8 契約書作成の可否等 別添2 業務委託契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

1 9 支払条件 前金払い及び完成払とする。

2 0 その他

(1) 入札参加者は、別添1 美波町競争契約入札心得及び別添2 業務委託契約書(案)を熟読し、入札心得を遵守すること。

(2) 申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした場合においては、申請書、資料及び技術提案書を無効とするとともに、美波町建設業者等指名停止等措置要綱に基づく措置を行うことがある。

(3) 落札者は、申請書、資料及び技術提案書に記載した管理技術者を当該業務に配置すること。

(6) 落札者は、重要な情報及び個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。

(8) 契約の履行に当たって、暴力団員等から不当要求・不当介入を受けた場合は、必ず警察への届出又は相談を行い、町に対してもその事実内容を報告すること。なお、下請け業者が同様の要求等を受けた場合についても、必ず警察への届出又は相談を行うように指導し、町に対してもその事実内容を報告すること。

以 上